

岩手県教育委員会公用車運行管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

岩手県教育委員会
教育長 佐藤 一 男

岩手県教育委員会公用車運行管理規程の一部を改正する訓令

岩手県教育委員会公用車運行管理規程（昭和55年岩手県教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 保有機関 岩手県教育委員会行政組織規則（昭和37年岩手県教育委員会規則第2号）第3章に規定する本庁の室及び課並びに教育事務所並びに同規則第4章に規定する教育機関（青少年の家、博物館及び美術館を除く。）で、公用車の管理を分掌するものをいう。</p> <p>(3) [略]</p> <p>(交通事故等の措置)</p> <p>第15条 [略]</p> <p>2 運行管理者は、前項の報告を受けたときは、直ちにその事実を調査し、別に定める様式による公用車事故報告書により <u>教職員課総括課長</u>に報告しなければならない。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 保有機関 岩手県教育委員会行政組織規則（昭和37年岩手県教育委員会規則第2号）第3章に規定する本庁の室及び課並びに<u>服務管理監の担当区分</u>並びに教育事務所並びに同規則第4章に規定する教育機関（青少年の家、博物館及び美術館を除く。）で、公用車の管理を分掌するものをいう。</p> <p>(3) [略]</p> <p>(交通事故等の措置)</p> <p>第15条 [略]</p> <p>2 運行管理者は、前項の報告を受けたときは、直ちにその事実を調査し、別に定める様式による公用車事故報告書により <u>服務管理監（教育長があらかじめ指定する者に限る。）</u>に報告しなければならない。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。